

## 今後の工事（阪神高速道路）について

### 正蓮寺川の今後の工事の進め方について

（正蓮寺川水門から最上流部までの工事内容）

#### （１）今後の工事概要

最下流部（北港大橋下流部）においては、引き続き護岸工事、盛土工事（北港大橋）を行う。最上流部においては、引き続き、基盤整備を行う。

併せて、基盤整備工事として森巣橋上流側は、As 舗装 3cm と公園客土を施工（平成 26 年度第 2 回大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会承認）、森巣橋下流側は仮置き土を舗装（工事用通路）・防草シートで養生する。（図-1 参照）（平成 27 年度第 1 回大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会承認）

#### （２）PCB 対策対象土の封じ込めについて

正蓮寺川の底泥層から検出された PCB 汚染底泥（範囲は別紙図-2 参照）は、B ポケット部に、約 71,000m<sup>3</sup>、C ポケット部に約 21,000m<sup>3</sup>（H28.3 現在）6 面封じ込め対策に基づき処理を行った。なお、北港大橋付近、横断橋梁基礎橋脚周辺部、高速道路函体下部、その他護岸に影響を及ぼす恐れのある範囲については、原位置固化改良（不溶化）を行った。（範囲は別紙図-3 参照）

#### （３）施工時の管理

- ・ 最下流、最上流、横断橋梁陸地化、基盤整備工事施工に伴う大気質日常監視について

粉じん・臭気の発生を伴うと考えられる工事实施日に臭気指数および粉じん濃度の測定を行い、工事管理をすることとする。なお、日常監視基準に適合しない場合は、工事との因果関係の有無を確認するとともに、必要な場合は措置を講じるものとする（第 15 回環境監視委員会で承認）。

また、基盤整備工事において、「その他汚染対策対象土」の運搬に際し、一時的に一般車両が通行する横断橋梁盛土部を通過（横断）させる必要が生じた場合、通行に際しては、道路交差点に交通誘導警備員とは別に監視員を配置するとともに、大気質日常監視を行う。なお、監視及び測定の結果、対策の必要が生じた場合は措置を講じるものとする。（平成 26 年度第 1 回大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会承認）

- ・ 最下流、最上流、横断橋梁陸地化及び基盤整備施工に伴う排水処理について  
工事に伴って発生する水については事前に水質調査を実施し、放流先の基準を満足するように適切な処理を行った上で放流することとする。なお、放流にあたっては定期的に水質監視を実施するものとする（第 15 回環境監視委員会で承認）。

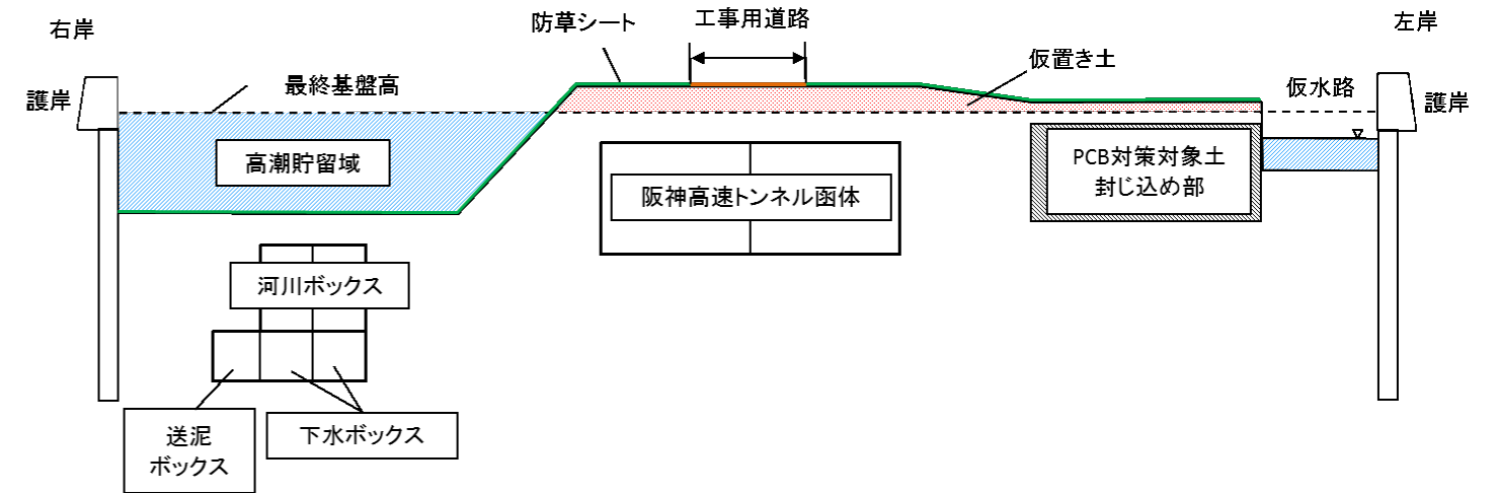
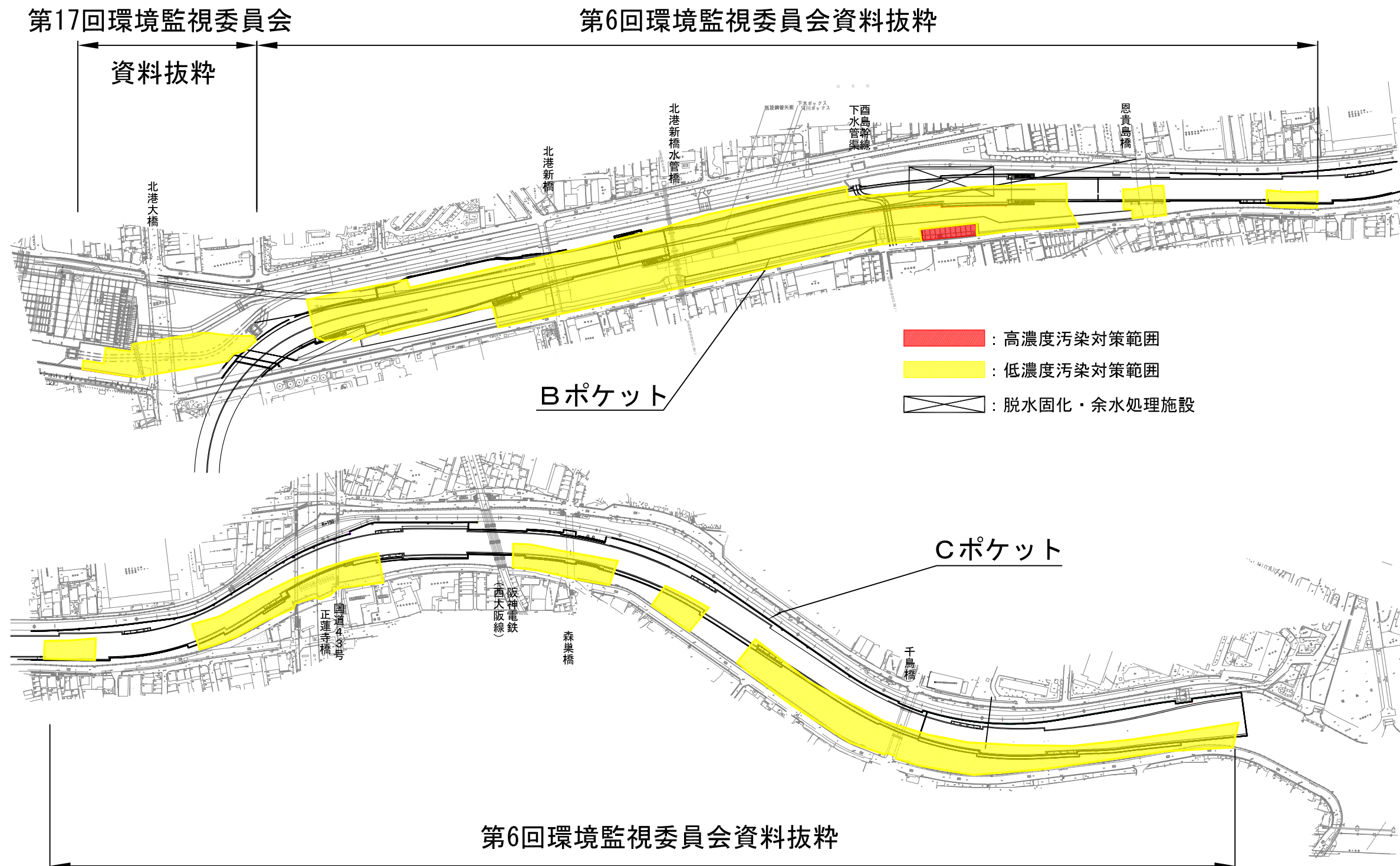


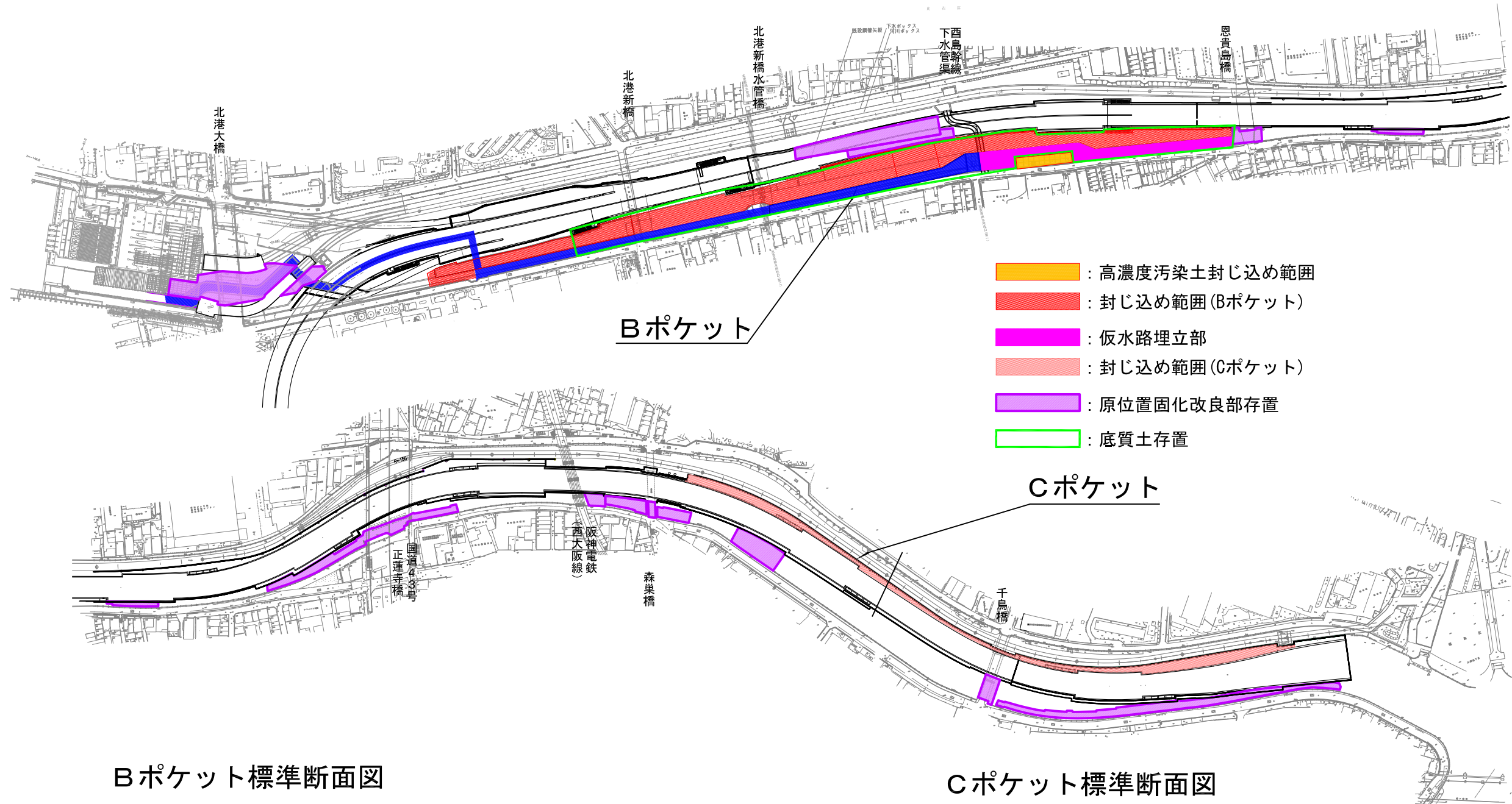
図-1 森巣橋下流側（H28.3 月時点）断面図例

# 対策対象底質の範囲

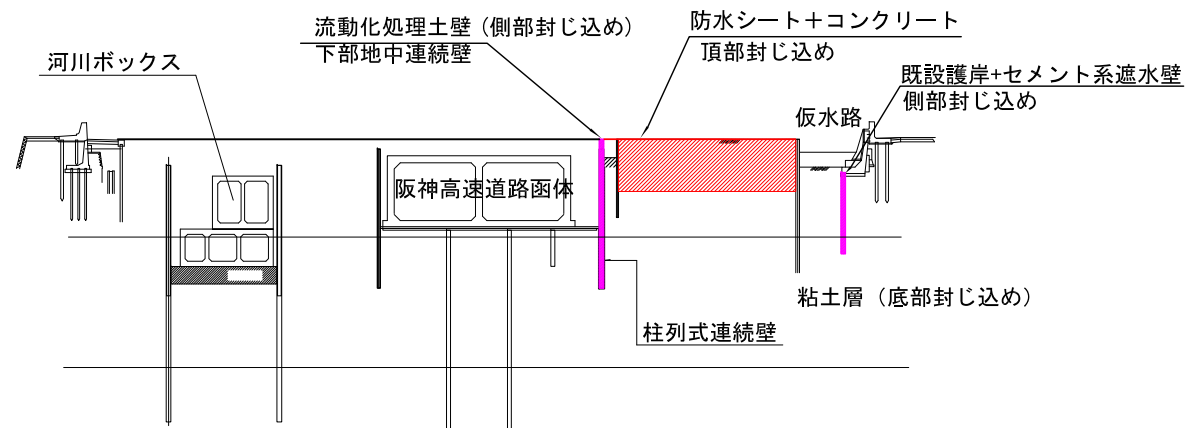
## 第6回, 第17回環境監視委員会資料抜粋



PCB対策対象土封じ込め及び存置平面図(2016, 3現在)



Bポケット標準断面図



Cポケット標準断面図

